

受理年月日	令和5年3月14日	所管委員会	総務財政委員会
番 号	5 年 陳 情 第 6 号		
件 名	前福祉事務所課長、係長及びケースワーカーの身分について		
陳 情 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px;"></div>		
分割送付	なし		
要 旨	<p>前 XXXXXXXXXX 課長は面談で開口一番、前ケースワーカーが謝罪済みであるため、改めて謝罪は行わないと発言し、これは上から目線の対応である。私は認識がないと発言したにもかかわらず、食い違いのすり合わせを行わなかった。また、客観的証拠を開示するよう再三再四の要請にも無視し続けて履行しなかった。さらに後日、文書に前課長自身、謝罪したと平気ですその記載をし、当時の所長はうのみにした。私が「お前らのせいで胃が痛い」と発言したにもかかわらず、3人は無言であった。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前 XXXXXXXXXX 課長及び係長の役職を解くこと。 2. 前 XXXXXXXXXX ケースワーカーは公務員を辞すること。 		

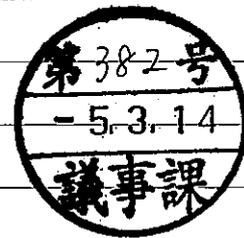
令和5年3月14日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

[Redacted text]



陳情の趣旨

(現)

課(前)

課

(現)

課(前)

課

(現)

課(前)

課

の

福祉行政の接遇に関し、陳情を行うものである

陳情事項

は面談で開口一番が謝罪済であるので、改めて謝罪は行わないと発言は上から目せんの対応である。

私は認識が無いと発言したにも拘らず、その後日 食い違いのすり合わせを行わなかった。

また、客観的証拠を開示するよう再三再四の要請にも無視続けて履行しなかった。

更に、後日ケシアケシアと文書で自身謝罪したと平気で嘘の記載したことを当時の所長は鵜呑みにした

私がお前らのせいで胃が痛いと言ったにも拘らず、3人は無言であった

要望事項

の役職を解くべきである

は公務員を辞するべきである